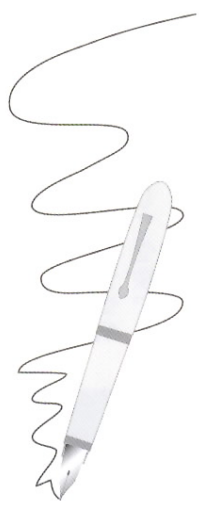


健康保険の基礎講座

よくある質問にも答えます

被保険者の方々から当組合に寄せられた健康保険法等に関する質問について、まとめましたのでご利用ください。



Q&A

Q 特別の退職後再雇用者の同日得喪について要件はありますか？

A 次の二つの要件を満たす場合は同日得喪の特例が適用されます。

- (1) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者（未請求者を含む）である場合。
- (2) 退職後、1日の空白もなく同じ事業所に引き続き再雇用される場合。

なお、60歳以前の退職後再雇用の場合は、同日得喪の特例が適用されませんので、随時改定に該当される場合は、「月額変更届」を提出することとなります。

Q 63歳で退職し再雇用される場合は、同日得喪の特例が適用されますか？

A 特別支給の老齢厚生年金の受給権者（未請求者を含む）である被保険者が対象で、退職後、1日の空白もなく同じ事業所に引き続き再雇用された場合に限られ、被保険者の対象年齢

は60歳の誕生日の前日から65歳の誕生日の前々日まで適用されます。

Q 法人役員が嘱託として再雇用となった場合は、同日得喪の特例が適用されますか？

A 特別支給の老齢厚生年金の受給権者（未請求者を含む）である被保険者であれば、役員退任後に再雇用された場合でも、同日得喪の特例が適用されます。

Q 同日得喪の特例要件を満たしている場合は、喪失届と取得届を提出しなければならぬのですか？

A 被保険者が希望しない場合は提出する必要はありません。同日得喪の特例を適用することで、受給中の傷病手当金の給付額や、将来の年金受給額についても影響がありますので、被保険者と相談のうえ提出してください。

なお、「月額変更届」を提出した場合は、固定の賃金の変動月から4か月後に標準報酬月額が改定され健康保険料は下がることとなります。

Q 健康保険料はいつから発生しますか？

A 資格を取得した月は、月の途中であっても1か月分を納めることとなります。また、資格を喪失した月は保険料を納める必要はありませんので、新たに資格を取得したところで納めてください。

なお、同月に資格取得日と資格喪失日がある場合はその月の保険料は納めることとなります。

Q 10月6日に子どもが生まれましたが、健康保険料の免除はいつからですか？

A 労働基準法による産後8週間の休業中は育児休業期間の対象とはなりませんので、育児休業等の開始日は産後8週間後（56日後）の12月1日です。12月分の健康保険料から免除となります。

なお、被保険者が3歳未満の子を養育するために育児休業等取得しているときは、「健康保険育児休業等取得申出書」を提出することにより、健康保険料は免除されます。免除期間は育児休業等

の開始日の属する月から、育児休業等の終了日の翌日の属する月の前月までです。

また、産前産後の休業期間中の健康保険料の免除については、平成24年8月22日の法律改正により2年以内に施行されることになっております。

Q 介護保険料はいつから納めることとなりますか？

A 40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険の第2号被保険者として、40歳の誕生日の前日が属する月から65歳の誕生日の前日が属する前月までは、健康保険料と一緒に介護保険料を納めることとなり、65歳になると自動的に介護保険の第1号被保険者になります。そのため、65歳の誕生日の前日が属する月から、老齢年金からの天引きまたは口座振替等により居住先の市区町村に介護保険料を納めることとなります。

なお、海外勤務者は市区町村に届出を行った転出日の翌日をもって適用除外となり、転入日をもって適用除外事由の消滅となりますので、「介護保険適用除外該当・不該当届」に住民票等を添付して提出してください。